

産業競争力強化法における 事業再編計画の認定要件と 支援措置について

はじめに

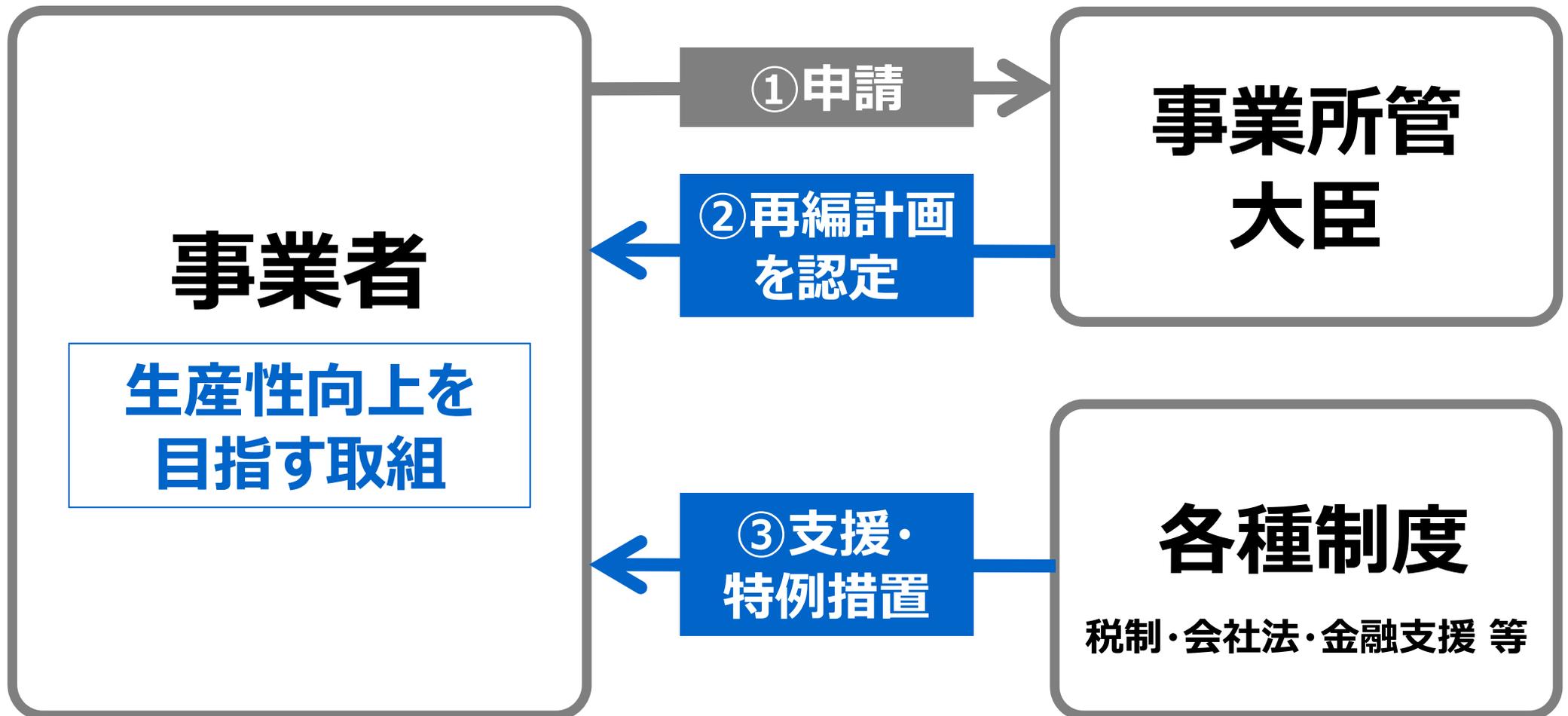
産業競争力強化法では、産業競争力の強化に関する施策として
産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置を講じる
こととしており、その一環として**事業再編の円滑化**を図ることとしています。

これは、我が国の経済社会全体における経営資源の有効活用を通じ
我が国産業における**生産性の向上**を目指すものです。



制度の概要

生産性向上を目指し事業再編を行う取組を**再編計画**として認定し
認定を受けた取組に対して、**税制優遇**や**金融支援**等の支援措置を講じる



アジェンダ

1. 再編計画について

1 - 1. 事業再編計画

1 - 2. 特別事業再編計画

2. 支援措置について

3. スケジュール等

再編計画の認定要件（概要）

事業再編計画（6要件）

計画期間

生産性の向上

財務の健全性

雇用への配慮

事業構造の変更

前向きな取組

特別事業再編計画（9要件）

計画期間

生産性の向上

財務の健全性

雇用への配慮

事業構造の変更

前向きな取組

新事業活動

新需要の開拓

経営資源の一体的活用

再編計画の認定要件

要件	事業再編計画	特別事業再編計画
計画期間	3年以内（大規模な設備投資を行うものに限り5年）	
生産性の向上 （事業部門単位）	<p>計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること。</p> <p>①修正ROA 2%ポイント向上 ②有形固定資産回転率 5%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 6%向上（次頁参考参照）</p>	<p>計画開始から3年以内に次のいずれかの指標の達成が見込まれること。</p> <p>①修正ROA 3%ポイント向上 ②有形固定資産回転率 10%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 12%向上</p>
財務の健全性 （企業単位）	<p>計画開始から3年以内に次の両方の達成が見込まれること。</p> <p>①有利子負債／キャッシュフロー ≤ 1.0倍 ②経常収入 > 経常支出</p>	
雇用への配慮	<p>計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。</p>	
事業構造の変更	<p>次のいずれかを行うこと。</p> <p>①合併、②会社の分割、③株式交換、株式移転 ④事業または資産の譲受け、譲渡、⑤出資の受入れ ⑥他の会社の株式・持分の取得、⑦会社の設立 ⑧有限責任事業組合に対する出資、⑨施設・設備の相当程度の撤去 等</p>	<p>他の会社の株式・持分の取得を行うこと（以下の①～③すべてを満たすことが必要）</p> <p>①他の会社を関係事業者とすること ②対価として自社の株式のみを交付すること ③対価として交付する株式の価額（対価の額）が余剰資金の額を上回ること ※余剰資金の額 = 現預金 - 運転資金 - 上記以外の買収に要する資金の額 加えて左の①～⑨等を実施することも可能。</p>
前向きな取組	<p>計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること。</p> <p>①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減</p>	
新事業活動	<p>次のいずれかにあたる新事業活動を行うこと</p> <p>①著しい成長発展が見込まれる事業分野における事業活動 ②プラットフォームを提供する事業活動 ③中核的事业へ経営資源を集中する事業活動</p>	
新需要の開拓	<p>計画開始から3年以内に新たな需要を相当程度開拓することが見込まれること ⇒ 売上高伸び率 ≥ 過去3事業年度の業種売上高伸び率 + 5%ポイント等</p>	
経営資源の 一体的活用	<p>申請事業者と関係事業者となる他の会社がそれぞれの有する知識、技術、技能等を活用することにより、商品又は役務の開発、資材調達、生産、販売、提供等において協力すること</p>	

(参考) 『生産性の向上』要件の数値算式について

$$\textcircled{1} \text{修正ROA} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

$$\textcircled{2} \text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

$$\textcircled{3} \text{従業員一人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

※生産性向上指標算定方法

① : 計画終了年度 - 基準年度

②③ : $\frac{\text{計画終了年度} - \text{基準年度}}{\text{基準年度}} \times 100$

※基準年度の数値は、原則、計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値となる

アジェンダ

1. 再編計画について

1 - 1. 事業再編計画

1 - 2. 特別事業再編計画

2. 支援措置について

3. スケジュール等

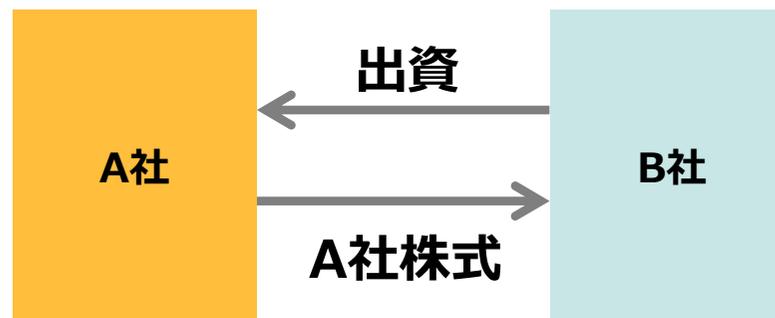
『事業構造の変更』要件の類型

事業の移転が生じる場合



事業譲渡、合併、
会社分割 等

資本関係が変わる場合



出資受入れ、株式
取得、会社設立 等

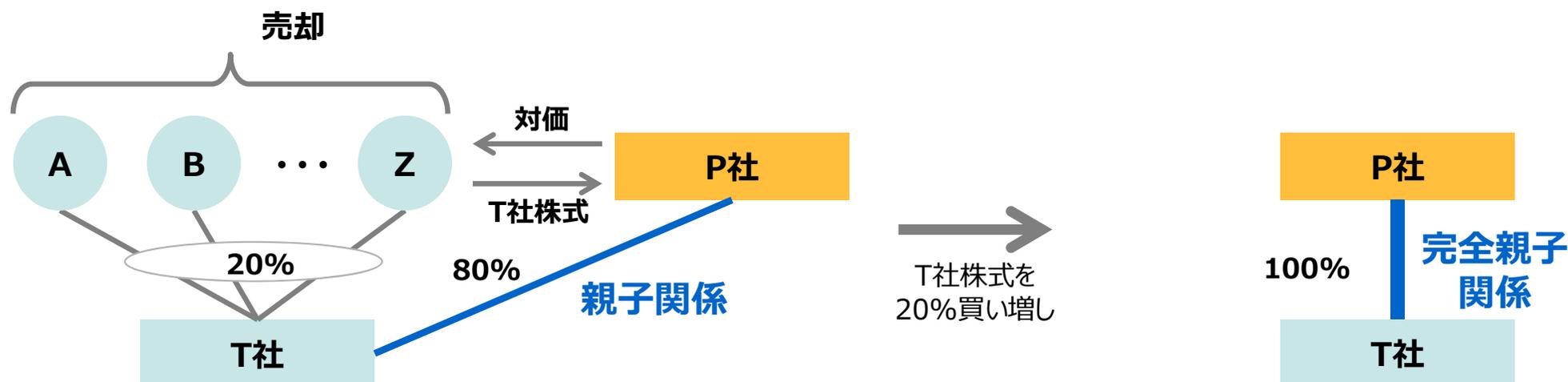
『事業構造の変更』要件の拡充

事業再編計画における『事業構造の変更』要件に
関係事業者（**ニ子会社**）の株式等の**買い増し**を追加

背景

現在、企業の収益力・資本効率等の改善が強く求められており
買い増しの重要性は高まっている

買い増しスキーム



(参考) 関係事業者の定義について

関係事業者とは、主に以下の①～④のいずれかに該当する事業者

No.	申請事業者の 持株比率	申請事業者からの 派遣役員	その他の要件	例
①	50%以上			
②	40%以上50%未満	50%以上		
③	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	50%以上		
④	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	役員数筆頭占有者	<p>申請事業者と事業再編計画に関する 他の事業者が共同現物出資で設立 かつ 申請事業者と事業再編計画に関する 他の事業者が合計で100%の株式を保有</p>	

詳細は産業競争力強化法2条8項、同施行規則3条参照。会社法上の子会社と類似するものの、異なる概念であるので留意が必要。

アジェンダ

1. 再編計画について

1 - 1. 事業再編計画

1 - 2. 特別事業再編計画

2. 支援措置について

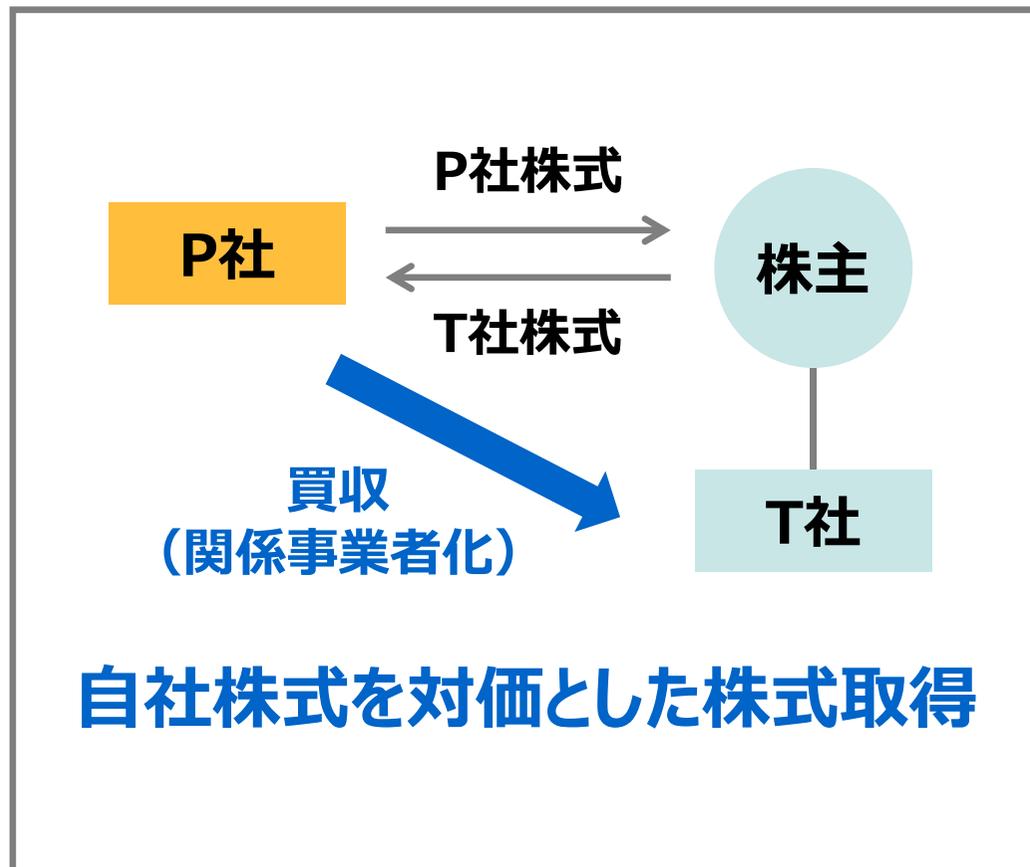
3. スケジュール等

特別事業再編計画の認定制度を新設

自社株式を対価として他の会社の株式を取得し、一定の新事業活動を行うことによって新需要を相当程度開拓し、著しい生産性向上を図る計画を認定

ポイント
1

事業構造の変更



ポイント
2

新事業活動

- ① **成長発展分野における事業活動**
※自動運転分野 等
 - ② **プラットフォームを提供する事業活動**
※電子商取引のプラットフォーム提供等
 - ③ **中核的事業へ経営資源を集中する事業活動**
※事業ポートフォリオにおけるコア事業の売上高等の割合を増加させる
- ※①～③のいずれかにあたる新事業活動を行う

(参考) 新事業活動の類型 1 / 2

以下の①～③のいずれかの類型にあたるもの

① 著しい成長発展が見込まれる事業分野における事業活動

健康、医療又は介護に関する事業分野

疾病予防、健康づくり、医療診療又は介護の自立支援等に関する社会課題に対応し、健康寿命の延伸を図るため、データ（ゲノム情報、データベース等）、人工知能、情報通信技術、ロボット、優れた技術シーズ等の活用により、健康、医療又は介護等に係る質の高い商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

移動の次世代化に関する事業分野

人又は物の移動の効率化又は高度化を図るため、データ、人工知能、情報通信技術、ロボット等の活用により、移動に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

製品等の供給に係るプロセスの次世代化に関する事業分野

製品又はサービスの供給に係る企画、設計、資材調達、生産、物流、販売又は保守等の一連のプロセスの一部又は全部の効率化又は高度化を図るため、企業の枠を超えたデータ連携等により、製品等の供給に係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

快適なインフラ又はまちづくりに関する事業分野

インフラ設備の点検若しくは補修、防災対策、まちづくり等においてデータ、人工知能、情報通信技術又はロボット等の活用により、快適な社会の創出を図るため、建設、建物若しくは設備の保守若しくは管理、防災又はまちづくりに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

先端技術を活用した金融関連サービスに関する事業分野

利用者の利便性の向上、企業の資金調達力や生産性又は収益力の向上を図るため、データ、人工知能、情報通信技術等の活用により、送金、決済、資産運用又は資金調達等の金融関連サービスに係る商品の開発、生産若しくは販売又は役務の開発若しくは提供を行う事業分野

(参考) 新事業活動の種類 2 / 2

②プラットフォームを提供する事業活動

いわゆるプラットフォーマーの行う事業活動

具体的には、情報通信技術を活用する商品又は役務であって、次の(1)又は(2)のいずれかの特性を有していることにより、相当数の事業者の事業活動に広く用いられるものに係る事業活動。

- (1) 相当数の事業者の事業活動に不可欠であって、他社が供給する商品又は役務によって代替することが容易でないこと
- (2) 当該商品又は役務を利用する事業者又は消費者の数が増加することに応じて当該商品又は役務を利用する事業者の便益が相当程度増進されること

③中核的事業へ経営資源を集中する事業活動

いわゆる事業ポートフォリオの転換を行う事業活動

具体的には、関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であって、中核的事業（当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性が高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業をいう。）の売上高又は総資産（以下「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高又は総資産の総額に対する割合が相当程度（3%pt以上）増加すると見込まれるもの。

アジェンダ

1. 再編計画について

1 - 1. 事業再編計画

1 - 2. 特別事業再編計画

2. 支援措置について

3. スケジュール等

支援措置の全体像（予定）

支援措置		事業再編計画	特別事業再編計画
税制	自社株式を対価とした株式取得の円滑化措置 【新設】		✓
	登録免許税の軽減	✓	✓
	債権放棄時の資産評価損の損金算入	✓	✓
金融支援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）	✓	✓
	必要な資金の借入等に関する （独）中小企業基盤整備機構による債務保証	✓	✓
会社法	現物出資等の円滑化	✓	✓
	略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化 【拡充】	✓	✓
	株式併合の円滑化	✓	✓
	株式を対価とするM&Aの円滑化 【拡充】	✓	✓
	スピノフの円滑化 【新設】	✓	✓
民法	事業譲渡時の債権者のみなし同意	✓	✓
LPS法	L P S の外国株式等取得規制の適用除外	✓	✓
独禁法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議	✓	✓

✓ **税制**

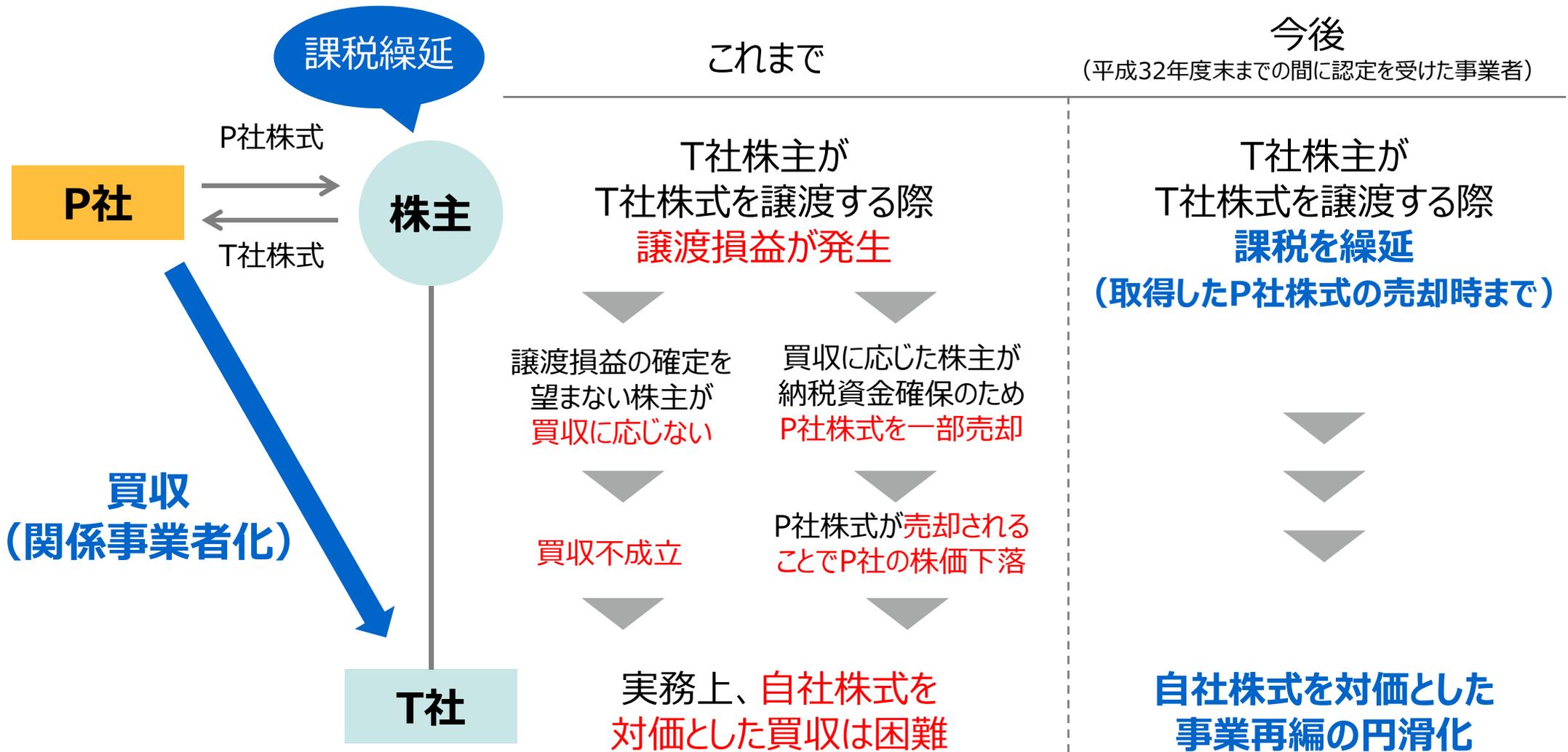
✓ **金融支援**

✓ **会社法**

✓ **独禁法**

税制① 自社株式を対価とした株式取得の円滑化措置【新設】 (平成32年度末までの措置)

特別事業再編計画の認定を受けた事業者による自社株式を対価とした株式取得に応じた株主について**株式の譲渡損益への課税を繰延べ**



(参考) 我が国のM&Aにおける対価の制約

我が国で株式対価M&Aが使われていない一つの要因が「譲渡益課税」であると指摘されている

日本



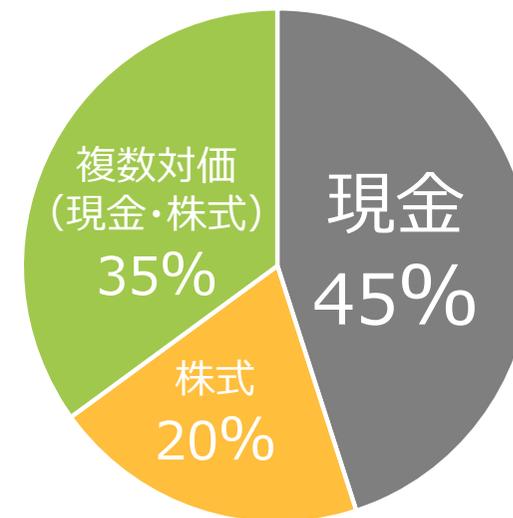
株主における譲渡損益の課税繰延措置

なし

TOB
取引金額
上位20件に
おける
使用対価
(件数割合)

株式を対価とした買収

アメリカ



株主における譲渡損益の課税繰延措置

あり

税制② 登録免許税の軽減

合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る**登録免許税を軽減**

租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容		通常の税率	特例
1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%
2号	合併		0.15%	0.1%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%
3号	分割による設立又は資本金の増加		0.7%	0.5%
4号 (売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%
		建物	2.0%	1.6%
	船舶の所有権の取得	船舶	2.8%	2.3%
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%
		船舶	0.4%	0.3%
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%
		船舶	2.8%	2.3%

税制③ 債権放棄時の資産評価損の損金算入

債権放棄を含む再編計画の認定を受けた事業者は
資産の評価換えの際に、資産評価損の損金算入が可能に

債権放棄前

債権放棄後

貸借対照表

資産	負債
	純資産

資産の
評価換え

資産	負債
資産 評価損	債務免除
	純資産

損金算入可

益金

課税所得計算

	課税所得
--	------

課税対象

債務免除益による
租税負担を軽減

資産 評価損	債務免除益
	課税所得

※この解釈については、平成15年4月9日付け照会文書に対して国税庁から回答済。債権放棄を含む計画 Q&AQ6-(1)参照。 21

(参考) 債権放棄を含む計画について

債権放棄を受ける予定の企業であっても、計画が前向きな事業改革を前提とした事業再編である限り、支援の対象としている。ただし、債権放棄を含む計画が円滑かつ確実に実施されるかどうかを判断するために、通常の認定手続に比べて、追加の書類提出や手続が必要となる。

□ 申請時の追加書類

- ・ 資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書 (※1)
- ・ 債権者との間での債権放棄についての合意を証する書類
- ・ 減資など、株主責任の明確化を図ることを表明する書面
- ・ 再建計画に対する専門家の調査報告書

□ 認定後の必要書類

- ① 債権放棄の合意日から4ヶ月以内に提出が必要な書類
 - ・ 合意日から1ヶ月以内に仮決算を行った後の財産目録
 - ・ 資産の評価換えを反映した貸借対照表と損益計算書
- ② 認定後の実施状況報告時の追加書類
 - ・ 公認会計士又は監査法人の監査を受けた貸借対照表と損益計算書(年度のみ) (※2)
 - ・ 四半期ごとに売上の推移表と有利子負債残高の推移表

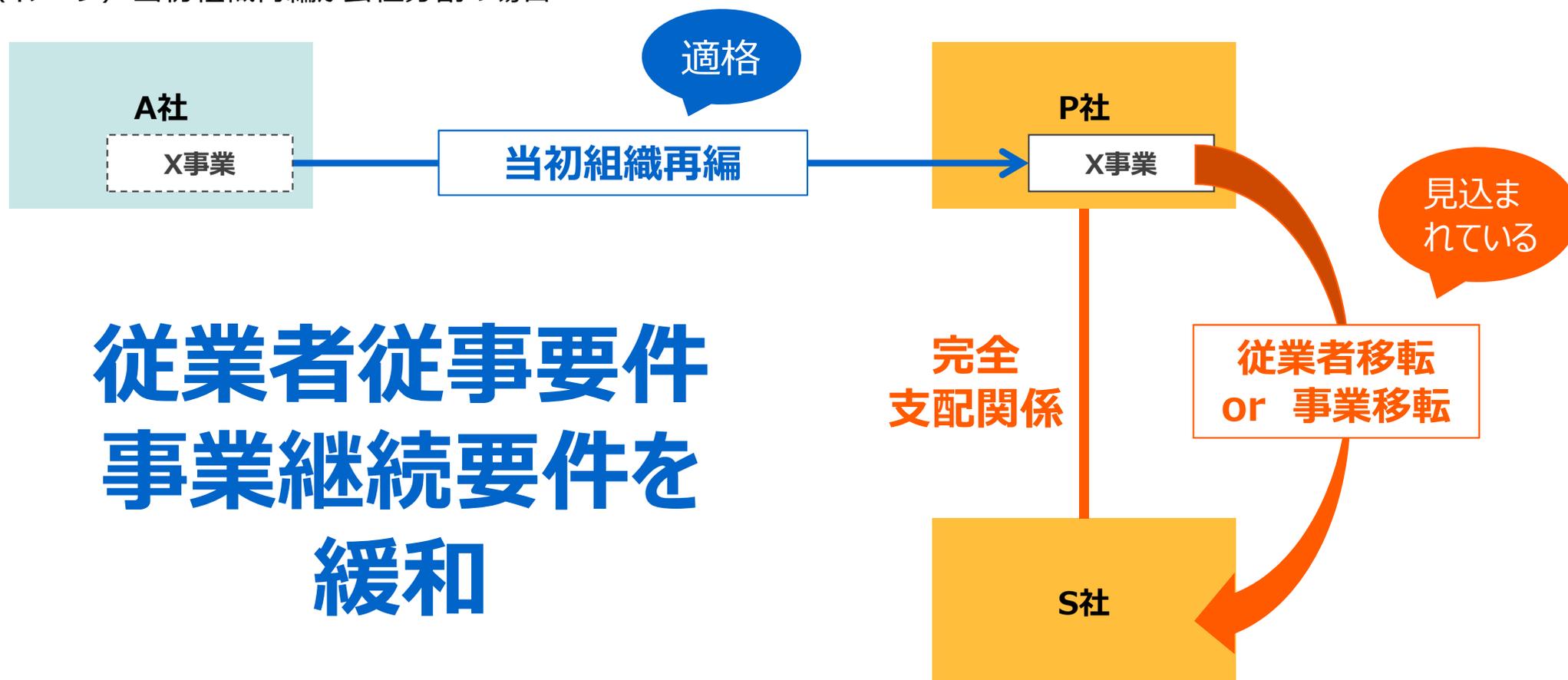
(※1) 日本公認会計士協会公表の監査・保証実務委員会研究報告第27号「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法における事業再構築計画及び経営資源再活用計画の認定申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」に係る研究報告」を御参照ください。

(※2) 日本公認会計士協会公表の監査・保証実務委員会実務指針第89号「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い」を御参照ください。

(参考) 平成30年度税制改正 組織再編税制における適格要件の見直し

組織再編後に完全支配関係がある事業者間で従業員又は事業を移転することが見込まれている場合でも、**当初組織再編を適格組織再編とする**

(イメージ) 当初組織再編が会社分割の場合



※組織再編税制とは、合併、会社分割、現物出資、株式交換、株式移転、現物分配を含む組織再編行為にかかる課税について定めた税制度のこと。組織再編で資産や負債を移転する場合であっても、実質的にその資産や負債に対する支配関係が継続していると認められる場合、移転資産の譲渡損益及び株主に対する課税を繰り延べることができ、これを適格組織再編という。

認定計画に対する支援措置

✓ 税制

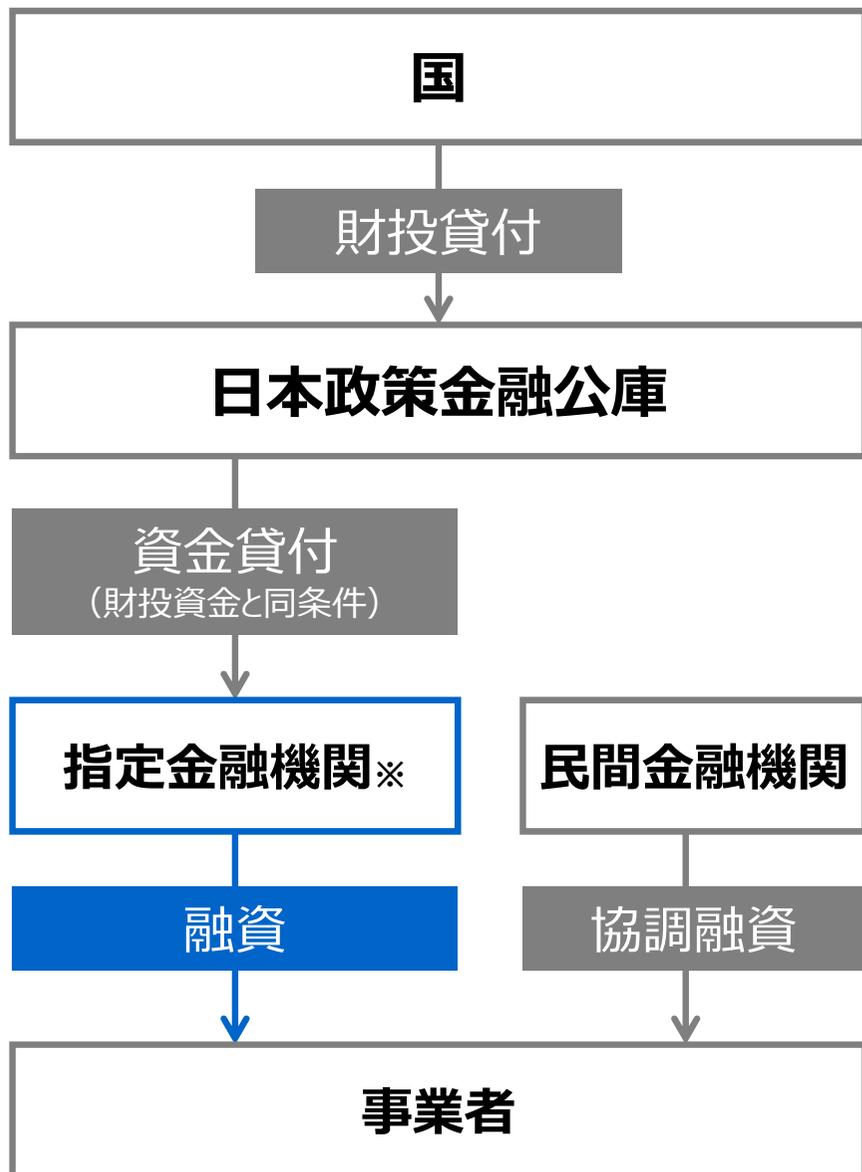
✓ 金融支援

✓ 会社法

✓ 独禁法

金融支援① 指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）

認定計画に従って、事業再編の実行段階における資金を融資



- 融資期間

5年以上

- 事業規模

**50億円以上又は過去3年間の
設備投資額より多いこと**

- 資金用途

生産性向上設備等 (事業再編計画の場合のみ必要)

事業再編計画および特別事業再編計画共に、既存
債権弁済の資金用途は不可

- その他

**指定金融機関による審査が
必要**

※株式会社日本政策投資銀行を指定

生産性向上設備等の対象と要件

A：先端設備



① 最新モデル

一定期間内に販売されたもので最も新しいモデル

② 生産性向上

旧モデルと比較して、生産性が年平均1%以上向上しているもの

※工業会等の確認・証明が必要

B：生産ライン等の改善に資する設備



年平均の投資 利益率が15%以上

(中小企業等は5%以上)

※年平均の投資利益率の算式

$$\frac{\text{「営業利益 + 減価償却費」の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

※経済産業大臣の確認が必要

(参考) 生産性向上設備等の対象一覧

A : 先端設備

設備の種類	用途又は細目
機械装置	全て
工具	ロール
器具備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験又は測定機器 ・ 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ・ 冷房用又は暖房用機器 ・ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ・ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱材 ・ 断熱窓
建物附属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。） ・ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ・ 昇降機設備 ・ アークード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） ・ 日射調整フィルム

<中小企業者等の場合のみ対象>

設備の種類	用途又は細目
器具備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーバー用の電子計算機※ （その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの及びサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作をされるもの）
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

B : 生産ライン等の改善に資する設備

設備の種類	用途又は細目
機械装置、工具、建物、建物附属設備、建築物、ソフトウェア	全て
器具備品	全て※

※ 器具備品のうち、サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。

(参考) A : 先端設備の要件詳細

以下の①および②を満たす設備が対象

①最新モデル

最新モデルであること（※）。最新モデルとは、各メーカーの中で、下記のいずれかのモデルをいう。

- イ 一定期間内（機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内）に販売が開始されたもので、最も新しいモデル
- ロ 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

※ ただし、中小企業者等がソフトウェア組込型機械装置を導入する場合に限り、一代前モデルであっても対象とする。（あくまで機械装置のみであり、器具備品等は不可。）

②生産性向上

旧モデル（最新モデルの一世代前モデル）と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。

※ ただし、ソフトウェアについてはこの生産性向上要件は不適用。代わりに、「情報収集機能」「分析機能」「指示機能」を全て有することが要件。

「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各工業会がその設備の性能を評価する指標として妥当であるかを判断。

あくまで比較するのは同メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない。特注品であっても、カスタムのベースとなる汎用モデルや中核的構成品がある場合は、そのベースとなる旧モデルとの比較を行う。

(参考) B : 生産ライン等の改善に資する設備の要件詳細

以下の要件を満たす設備が対象

投資利益率

事業者が策定した投資計画で、その投資計画におけるその設備投資による効果として年平均の投資利益率が15%以上（中小企業者等にあつては5%以上）となることが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたものであること。

対象となる設備は、その投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なものとする。

なお、年平均の投資利益率は、次の算式によって算定。

※年平均の投資利益率の算式

$$\frac{\text{「営業利益 + 減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

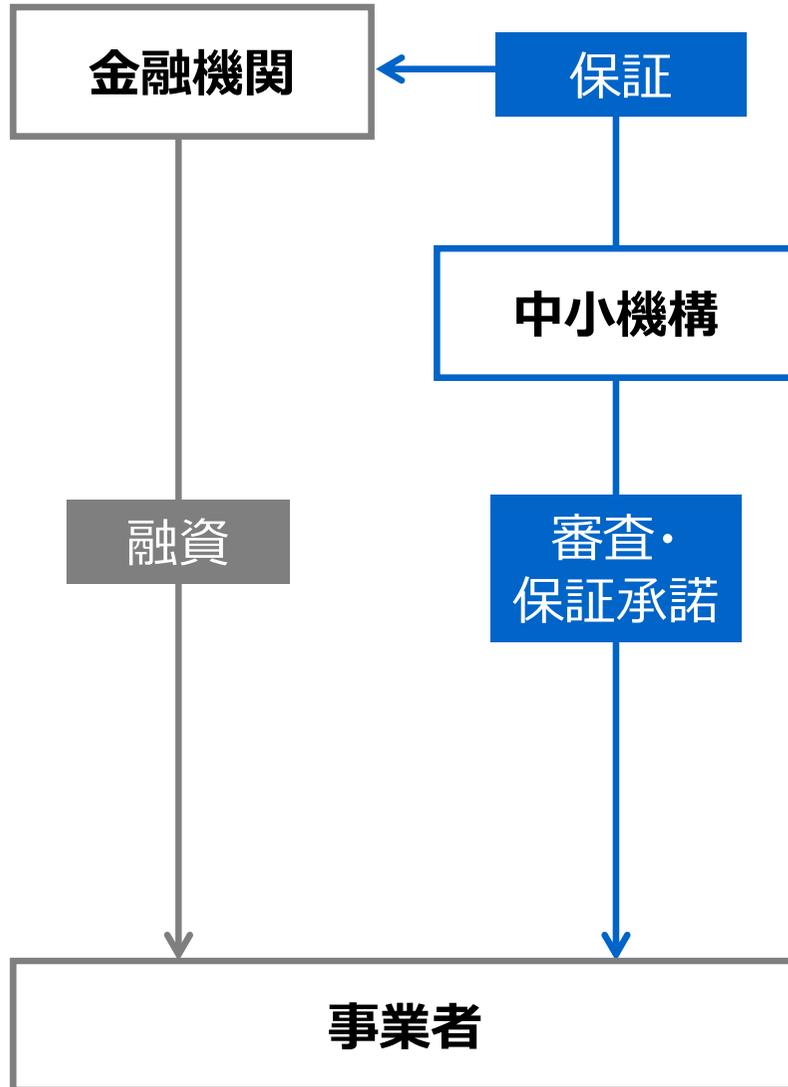
※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

金融支援② 中小企業基盤整備機構による債務保証

再編計画に従って、計画実行段階における資金調達を支援



□ 保証限度額

25億円

□ 保証割合

50%

□ 資金使途・保証期間

設備資金：10年以内

運転資金：5年以内

(参考) 保証条件

項目	内容
対象事業者	事業再編に関する計画の認定を受けた事業者等であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	設備資金：10年以内、運転資金：5年以内 (必要に応じて3年以内で措置期間設定可能)
保証料	年0.3% (無担保払いの場合は年0.4%) ・ 1年毎前払い
資金使途	設備資金、運転資金 (認定計画で認められた使途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は、状況に応じて無担保での取扱いあり (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人補償を徴求。貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

認定計画に対する支援措置

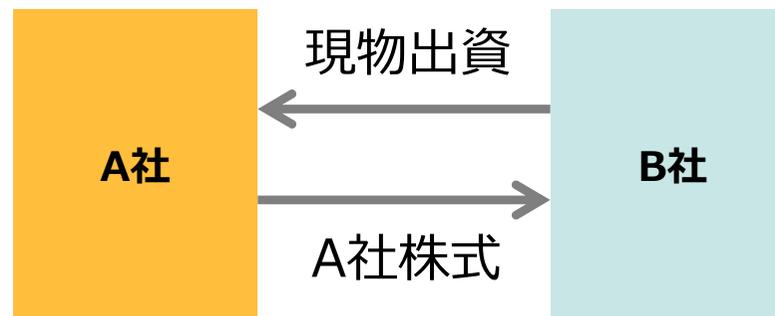
- ✓ 税制
- ✓ 金融支援
- ✓ 会社法
- ✓ 独禁法

会社法① 現物出資等の円滑化

会社法上、会社設立時や新株発行時の現物出資等に検査役調査が必要だが、特例措置では**検査役調査が不要**に

スキーム

【特例の対象】設立時の現物出資・財産引受け、新株発行時・新株予約権行使時の現物出資



会社法

検査役調査が必要

特例措置

検査役調査が不要

※現物出資：金銭以外の財産を出資の目的とすること

※財産引受け：発起人が設立中の会社のために、第三者との間で、会社の成立を停止条件として特定の財産を譲り受ける旨を約する契約

※検査役調査：裁判所が選任する検査役が、現物出資財産の価額を調査して、その結果を裁判所に報告する手続

会社法② 略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化

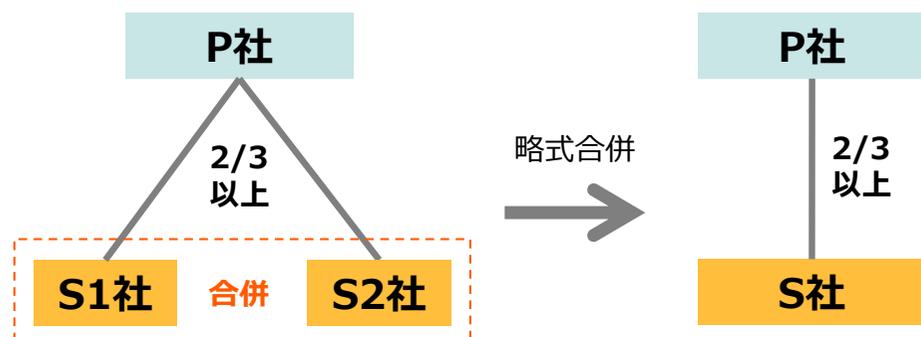
(平成30年改正強化法にて新設)

会社法上、略式組織再編・株式等売渡請求等に9/10以上の議決権保有が必要だが、特例措置では2/3以上に引き下げ

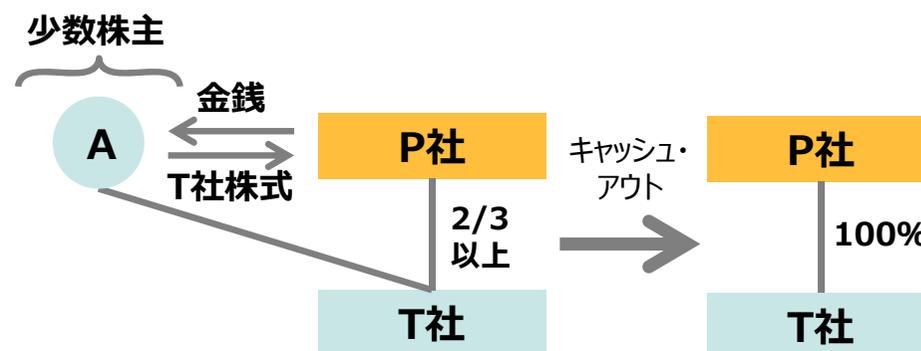
スキーム

【特例の対象】事業譲渡・譲受け・合併・会社分割・株式交換の略式手続、または株式等売渡請求

略式組織再編



キャッシュ・アウト



会社法上の必要議決権

9/10以上

特例による必要議決権

2/3以上

※略式組織再編：合併などの組織再編を行う場合において、一方の会社が他方の会社の議決権の90%を保有する場合、他方の会社の株主総会特別決議を省略できる制度

※株式等売渡請求制度：対象会社の株主総会特別決議を要することなく、機動的にキャッシュ・アウトを行うことを可能とする制度

※キャッシュ・アウト：支配株主が、少数株主の保有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく、金銭を対価として取得すること

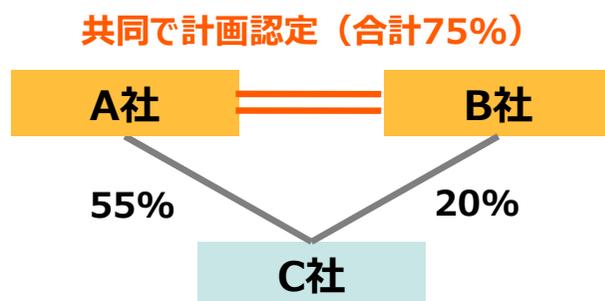
※完全子会社化（100%化）は、一体的なグループ経営等による企業価値向上のために有効な方策

その実施手段として、機動的なキャッシュ・アウトのために平成26年会社法改正により株式等売渡請求制度が創設

(参考) 組織再編の円滑化 ～略式組織再編 (平成30年改正強化法にて拡充)

強化法の改正後は、共同認定の際に**複数事業者が保有する議決権を合算し合計で2/3以上**であれば、略式組織再編の特例を適用可能

スキーム



現行法上
**支援
対象外**

改正で
**支援
対象へ**

これまでの特例要件

**単独で2/3以上の
議決権保有が必要**

改正後の特例要件

**合計で2/3以上の
議決権保有が必要**

※略式組織再編：合併などの組織再編を行う場合において、一方の会社が他方の会社の議決権の90%を保有する場合、他方の会社の株主総会特別決議を省略できる制度。
現行強化法では、議決権保有要件を90%→3分の2に引き下げる会社法特例を措置。

※複数事業者の完全子会社が保有する議決権も合算可能

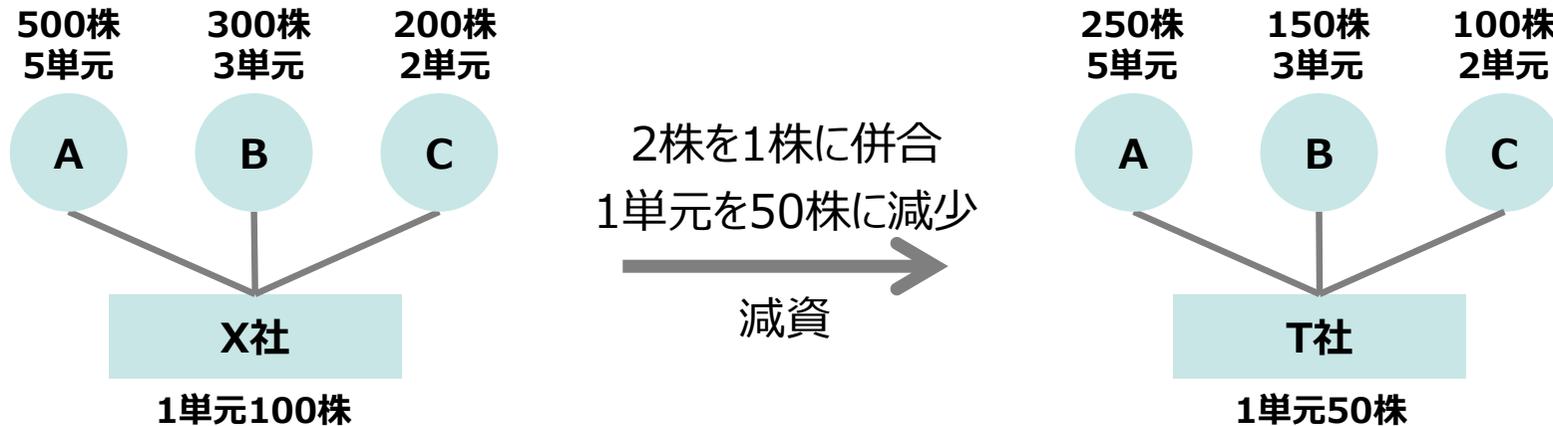
※共同認定を受けた複数の事業者のうち、1社が対象会社を関係事業者としていなければならない

会社法③ 株式併合の円滑化

会社法上、株式併合時に株主総会特別決議が必要だが、特例措置では一定の要件に該当するものについて、株主総会特別決議が不要に

スキーム

【特例の対象】株式併合。減資と同時かつ既存株主に影響が少ないもの（一定の要件）。



会社法

株主総会
特別決議が必要

特例措置

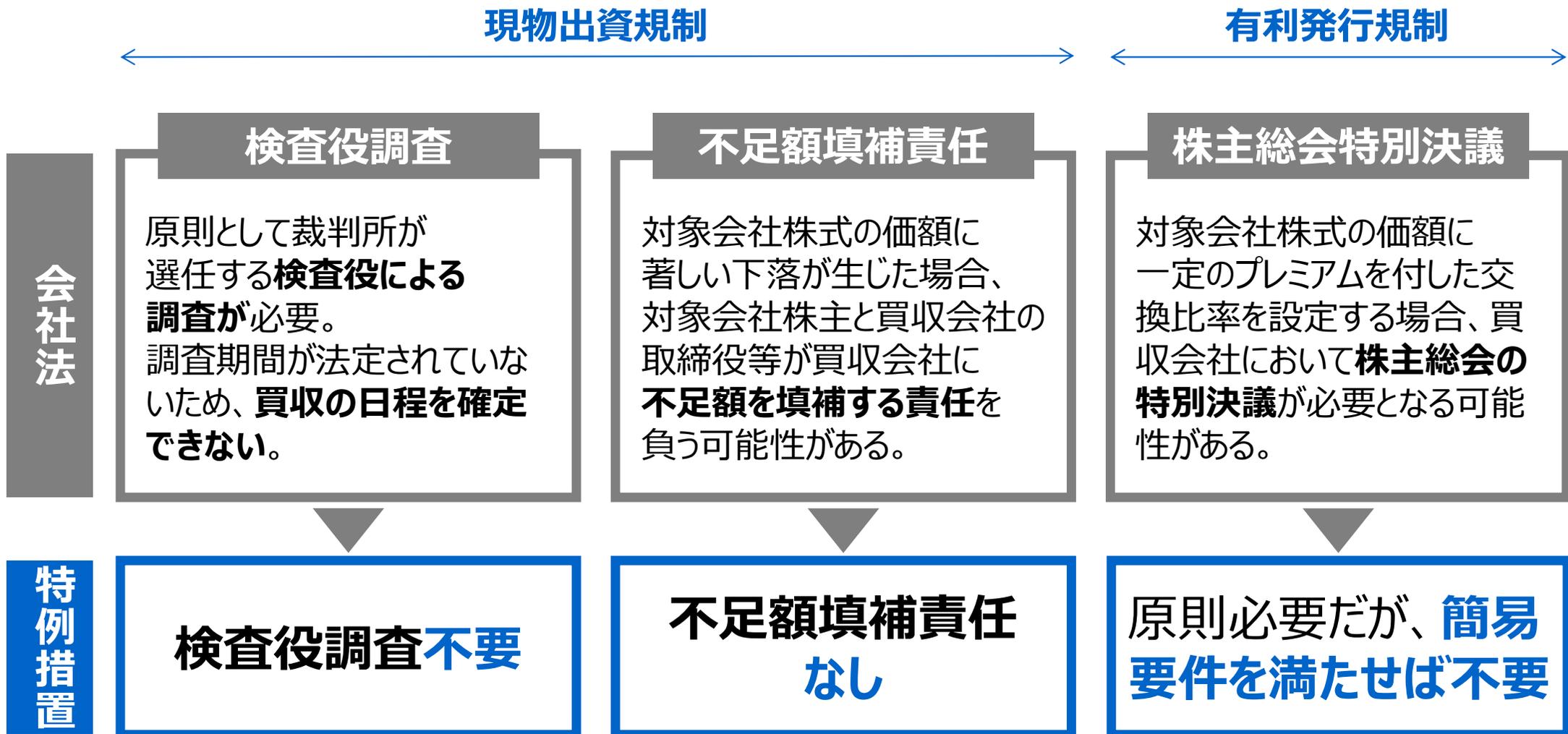
株主総会
特別決議が不要

※減資：資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少

※既存株主に影響が少ないもの：株式の併合と同時に一単元の株式の数を減少又は廃止することにより、各株主が保有する単元数が減少しない場合

会社法④ 株式を対価とするM&Aの円滑化

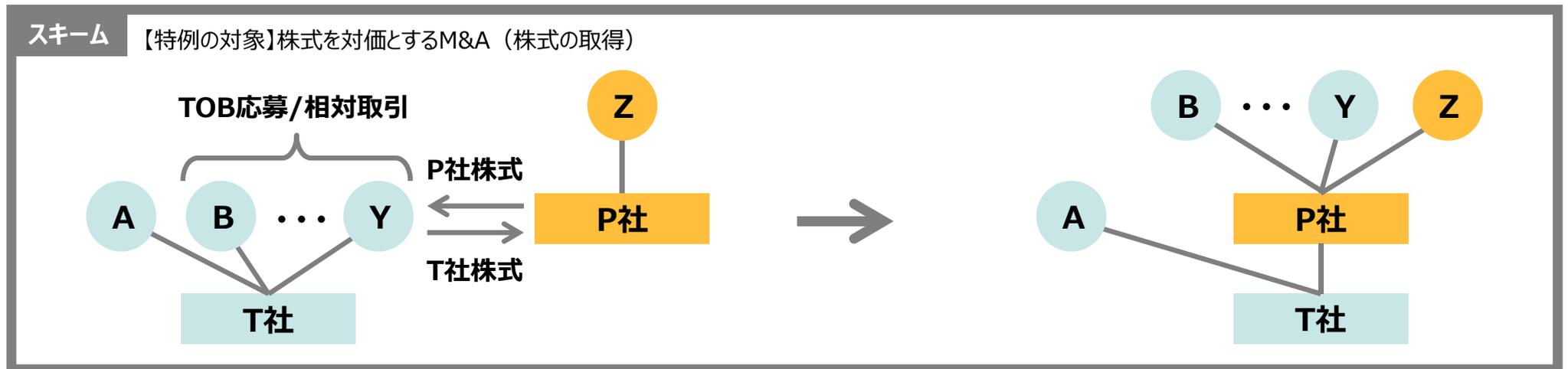
会社法上、株式対価M&Aの際に現物出資規制等が適用されるが
特例措置では、**現物出資規制等が不適用となる**



※簡易要件：対象会社の株主に交付する買収会社の株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額が買収会社の純資産額の5分の1を超えないこと
 ※株式と金銭を混ぜて買収対価とする買収の場合にも適用可能（ただし、株式の譲渡損益への課税を繰り延べる税制措置（P.18）の対象外である点に注意）

(参考) 株式を対価とするM&Aの円滑化 (平成30年改正強化法にて拡充)

現行の会社法特例の対象はTOB (公開買付け) による子会社化だけが
改正後は、**特例の対象が大幅に拡大**



これまでの特例対象

TOBによる子会社化

改正後の特例対象

TOBによる

子会社化

相対取引による

子会社株式の
買い増し

拡充

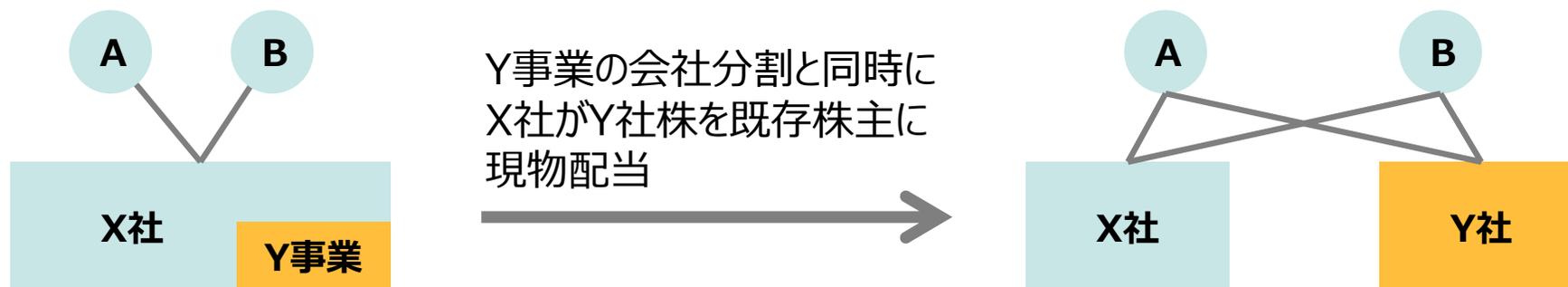
拡充

※株式対価M&Aに関する会社法特例：現物出資規制（検査役調査、不足額填補責任）・有利発行規制なし、簡易要件を満たせば株主総会特別決議も不要
※なお、子会社株式の買い増しは、株式の譲渡損益への課税を繰り延べる税制措置（P.18）の対象外である点に注意

会社法⑤ スピンオフの円滑化（平成30年改正強化法にて新設）

会社法上、スピンオフでは現物配当するために株主総会特別決議が必要だが特例措置では、**実施手続の簡略化が可能**

スキーム 【特例の対象】スピンオフするための現物配当



会社法上の必要決議

株主総会特別決議

特例による必要決議

**取締役会決議又は
株主総会普通決議**

※スピンオフ：特定の事業部門や子会社を切り出して資本関係の無い別会社とし、経営を独立させる取組。

切り出された事業部門が、迅速・柔軟な意思決定や独自の資金調達をできるようになることなどにより、企業価値向上の実現が期待される。

※必要な決議：金銭配当を取締役会で随時決定できる会社は取締役会決議、その他の会社は株主総会普通決議。なお、会社分割に関する決議は別途必要

※平成29年度税制改正により、一定の条件を満たすスピンオフについて、スピンオフを行う会社への譲渡損益や株主への配当についての課税繰延べを措置

※なお、スピンオフされた会社の株式が遅滞なく上場予定であることを要件とする。

(参考) スピンオフ実施の円滑化に向けた税制支援

スピンの準備段階や実行段階において、**移転資産(株式)**に対する**譲渡損益**や**株主に対するみなし配当(配当)**についての課税を繰延べ

平成30年度
改正

準備段階

平成29年度
改正

実行段階

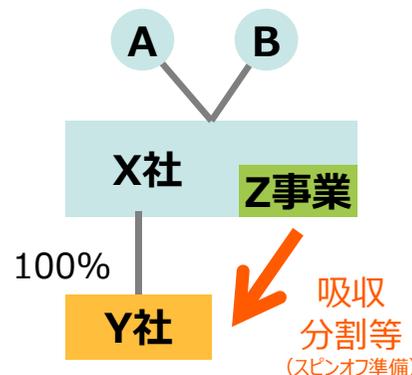
①**特定の事業**を
スピンの場合
(分割型分割)

なし

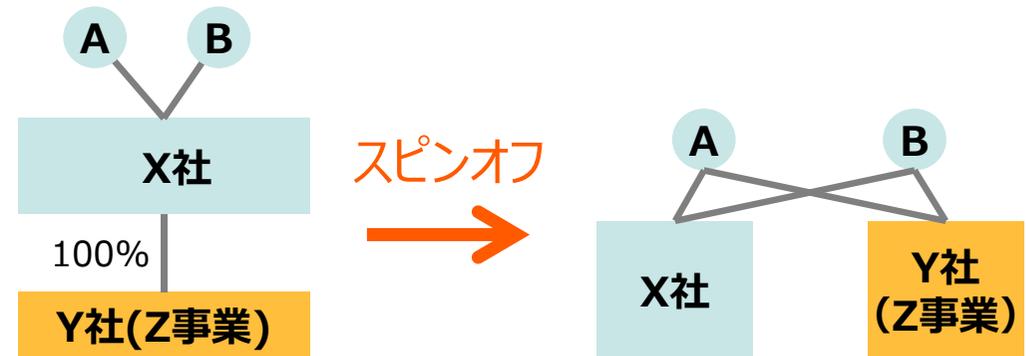


- ✓ Y社への移転資産に対する譲渡損益課税を繰延べ
- ✓ 株主に対するみなし配当課税を繰延べ

②**完全子法人**を
スピンの場合
(株式分配)



- ✓ Y社への移転資産に対する譲渡損益課税を繰延べ



- ✓ Y社株式に対する譲渡損益課税を繰延べ
- ✓ 株主に対する配当課税を繰延べ

※課税繰延べにあたっては、適格要件を満たすことが必要 40

(参考) スピンオフが適格組織再編に該当するための要件概要

適格分割型分割の要件

※単独新設分割かつ以下の要件を満たすことが必要

要件	内容
非支配要件	分割法人が分割の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、分割承継法人が分割後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式の全てが分割法人の株主に交付されるもので、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されること
主要資産等移転要件	分割事業に係る主要な資産・負債が分割承継法人に移転すること
従業者引継要件	分割事業に係る80%以上の従業者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれること
事業継続要件	分割事業が分割承継法人において分割後も引き続き行われることが見込まれること
役員引継要件	分割法人の役員又は分割事業に従事している重要な使用人のいずれかが分割承継法人の特定役員となることが見込まれること

適格株式分配の要件

要件	内容
非支配要件	現物分配法人が分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	完全子法人株式の全てが移転するもので、分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
従業者継続要件	80%以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
事業継続要件	完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること
役員継続要件	特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと

(参考) 『「スピノフ」の活用に関する手引き』の策定

スピノフの活用を促すため、経済産業省では2018年3月に『「スピノフ」の活用に関する手引』を作成・公表

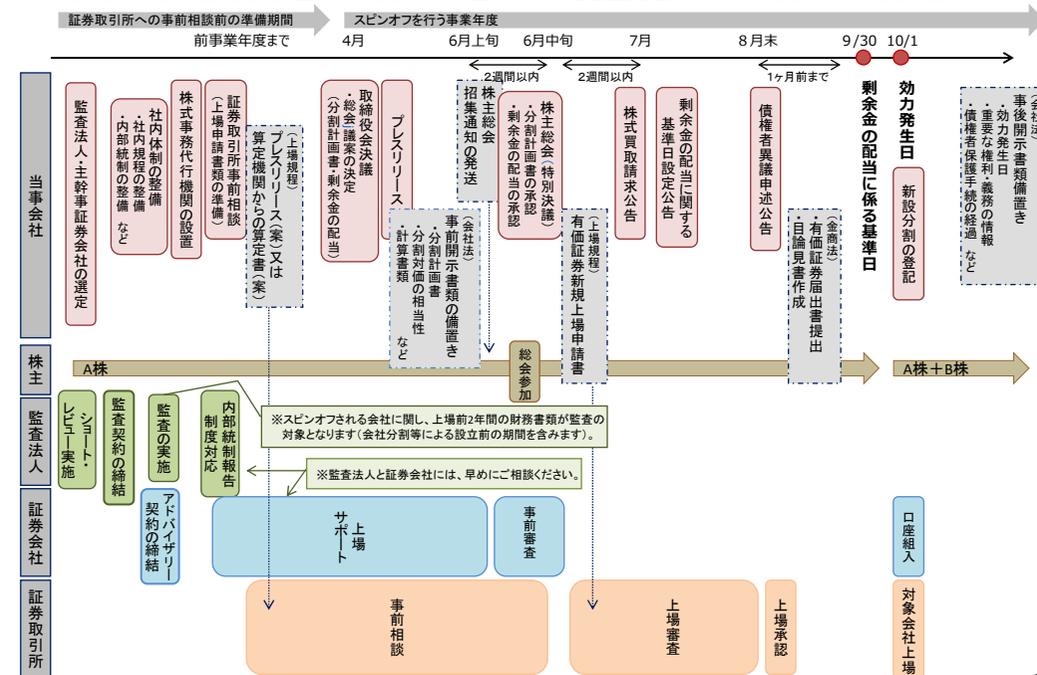
- スピノフの実施事例は日本にほとんどなく、関連法令等との関係で実際にどう進めればよいか明確となっていない点が実務上の課題
- これに対応するため、想定スケジュールを示すとともに、会社法、金商法、会計など、税制以外の制度についても、実務的な視点からQ & A形式で解説

目次

- 1. スピノフについて P2
- 2. 平成29年度税制改正の概要 P7
- 3. スピノフに関するQ & A P12
 - 【一般的なQ&A】 P13
 - スピノフを行うに当たっての手続の全体像について (会社法等法令上の手続等)
 - スピノフのスケジュールについて
 - 【上場に関するQ&A】 P22
 - 上場手続等について
 - 【税務に関するQ&A】 P25
 - 適格要件について
 - スピノフを活用した各種スキームについて
 - 税務処理 (分割法人・現物分配法人、その株主 (非居住者を含む))
 - 【会計に関するQ&A】 P34
 - 各主体における会計処理について
- (参考1) 組織再編税制の概要 P37
- (参考2) 平成30年度税制改正大綱抜粋 P44

※本手引は基本的にスピノフに関する平成29年度税制改正の内容を踏まえて作成されており、平成30年度税制改正の内容については今後追加する予定です。

(参考) 想定される各種手続とスケジュール (分割型分割) ※3月決算会社で10月1日を効力発生日とする例

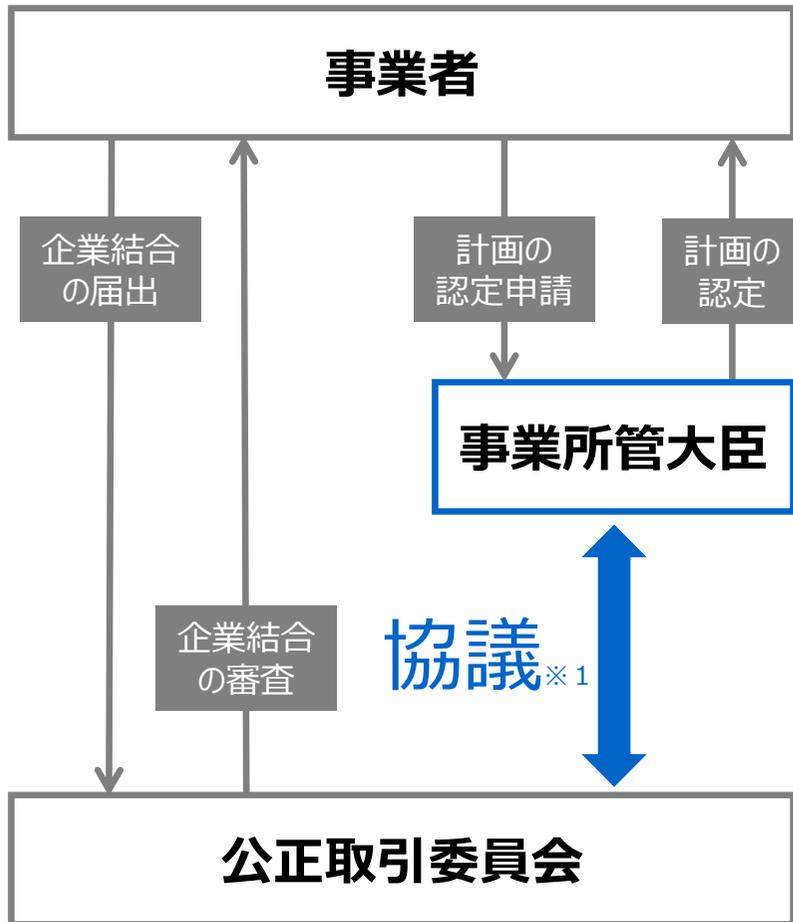


認定計画に対する支援措置

- ✓ 税制
- ✓ 金融支援
- ✓ 会社法
- ✓ **独禁法**

独禁法 企業結合審査における主務大臣と公正取引委員会による協議

認定審査中の再編計画について下記要件に該当する場合、事業所管大臣は、競争環境への影響等について公正取引委員会と協議



『協議』の要件

合併・共同 株式移転※2	一方の会社：国内売上高合計額※3 他方の会社：国内売上高合計額	200億円超 50億円超
共同新設 分割※2	一方の会社：国内売上高合計額 他方の会社：国内売上高合計額	200億円超 50億円超 等
吸収分割 ※2	分割側の会社：国内売上高合計額 承継側の会社：国内売上高合計額	200億円超 50億円超 等
株式取得 ※2	取得側の会社：国内売上高合計額 発行側の会社：国内売上高合計額※4	200億円超 50億円超 等
事業等譲渡 ※2	譲受側の会社：国内売上高合計額 譲渡側の会社：譲受対象部分の国内売上高	200億円超 30億円超 等
その他	一方の事業者：国内売上高合計額 他方の事業者：国内売上高合計額	200億円超 50億円超

※1 協議について：再編計画が「適正な競争が確保」されるものであることに関し、主務大臣と公正取引委員会の判断の整合性を確保するために行うものです。

※2 独占禁止法上の届出を要する場合、協議を行います。

※3 国内売上高合計額は、当事者の親会社、子会社、兄弟会社等、支配関係を有する会社の国内売上高を含みます。

※4 株式取得は、発行側の会社の議決権を20%超または50%超取得することとなる場合にのみ協議の対象となります。また、発行側の会社の国内売上高合計額は、当事者とその子会社の国内売上高の合計額です。

アジェンダ

1. 再編計画について

1 - 1. 事業再編計画

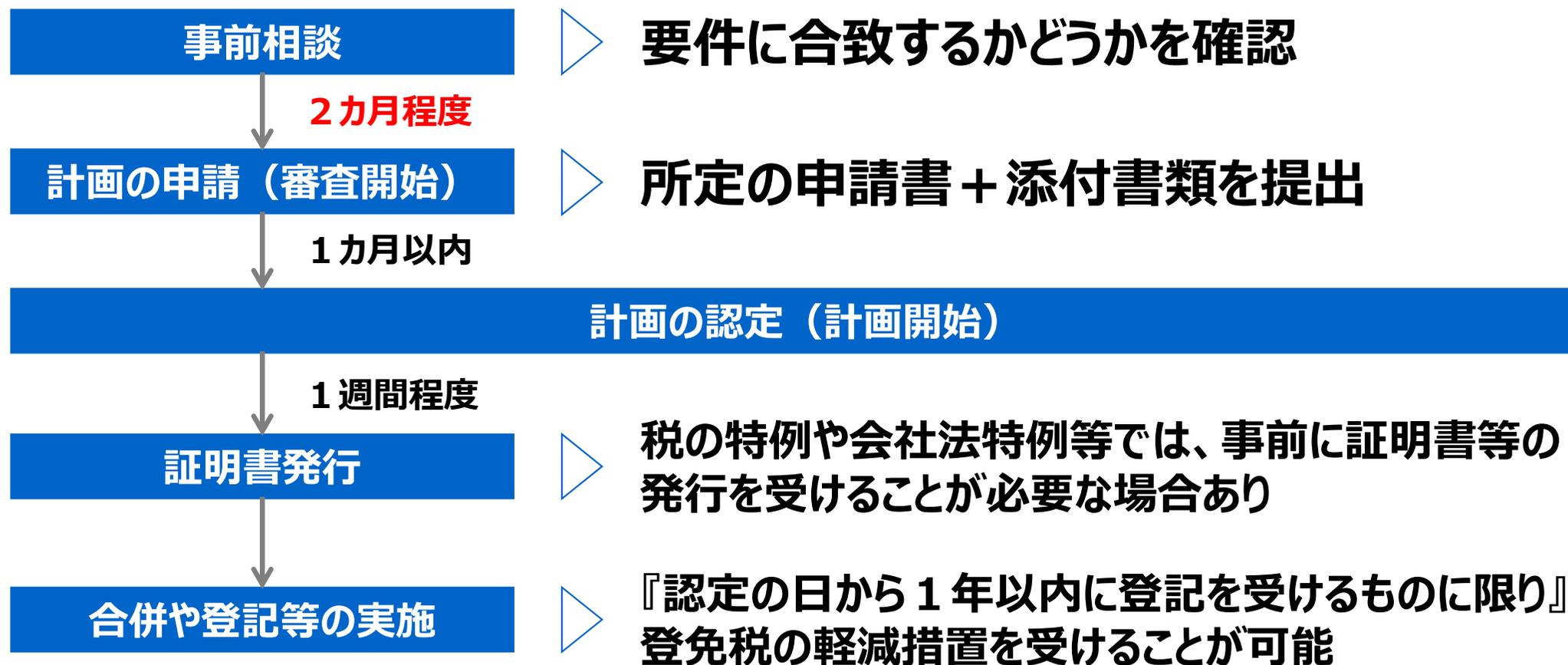
1 - 2. 特別事業再編計画

2. 支援措置について

3. スケジュール等

申請手続きのスケジュール

計画の認定を希望する際、**計画の認定(計画開始)**を予定している時点から、**約3カ月程度前**に事業を所管している省庁への事前相談が必要



※上記スケジュールはあくまで目安で、計画内容・希望する支援措置（中小機構の債務保証等を希望する場合）により前後します。

※公正取引委員会の協議を行う計画については、公正取引委員会との協議が必要となるため、申請から認定までの審査期間が1ヶ月を超える場合があります。

認定後について

認定を受けた計画は、各認定省庁のホームページ等で**原則ただちに公表**されます。公表される資料は申請書に記載された計画部分と措置の内容となりますが、企業の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますので、ご相談ください。

□ 計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、認定企業の**事業年度終了後3ヶ月以内**となります。

なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じた、もしくは生じる恐れがある場合は、ただちに認定省庁にご相談ください。

□ 計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、生産性向上の目標値の大幅な変更や、合併時期・増資額の変更などが対象となります。

計画変更の際の認定基準は、**当初の申請時と同じ基準が適用**され、また、**変更認定の後に公表**される点も同様です。

□ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。

問い合わせ先

□ 全体窓口

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通) 03-3501-1560

□ 計画認定の各省庁窓口

計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。

複数の省庁にまたがった事業を行っている事業者は、作成した計画で改革に取り組もうとする主な事業を所管している省庁に、まずご相談ください。複数省庁による「共同認定」となるケースもあります。

なお、事業再編計画において、資本金の額または出資の総額が100億円以下の事業者の場合、全国10カ所の各地方経済産業局にてお手続きが可能です。

※担当省庁が分からない場合や、産業競争力強化法の一般的な解釈についてのお問い合わせは、経済産業省産業再生課までお願いいたします。

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	産業再生課	03-3501-1560
金融庁	金融機関	監督局総務課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通振興課	03-5253-5748
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局経済課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	知的財産課	03-3502-8111
国土交通省	運輸業	公共交通政策部交通計画課	03-5253-8111
	建設業	建設市場整備課	
環境省	廃棄物処理業	産業廃棄物課	03-3581-3351
	フロン業	地球温暖化対策課フロン等対策推進室	
	ペット販売業	自然環境局総務課動物愛護管理室	